

「平川市地域防災計画」の修正について

1. 地震災害対策編

(1) 地震による被害想定等の修正

- ・平成 27 年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）報告書の完成に伴い、地震による被害想定について以下のとおり修正する。
 - ・1766 年（明和 3 年）に発生した平川市付近の内陸直下型地震について、その起因となったとされる津軽山地西縁断層帯南部に関する記述を以下のとおり追加し、併せて資料編に関連資料を追加する。
- ※以下、朱書き部分は変更・追加箇所である。

【変更内容】

第 1 章 総則

第 9 節 地震による被害想定 【P11】

平成 24 年度から 25 年度及び 27 年度にかけて県が実施した調査によると、想定される被害は下表のとおりであった。被害想定は、平成 23 年東北地方太平洋沖地震・津波 (Mw9.0) による大災害の発生を踏まえ、青森県に将来大きな被害を与えると想定される最大規模の地震と津波を対象としたものである。

想定太平洋側海溝型地震 (Mw9.0)、想定日本海側海溝型地震 (Mw7.9)、想定内陸型地震 (Mw6.7) のうち、想定太平洋側海溝型地震が、最も被害が大きくかつ広域的に被害が発生するものと予想され、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の被害を上回る結果となっている。

これら 3 つの被害想定調査結果を地震対策の基礎資料として活用していくものであるが、条件設定が異なれば、被害の予測値等も異なることに留意する必要がある。

1 青森県

	人的被害		建物被害	
	死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数
想定太平洋側海溝型地震	25,000 人	22,000 人	71,000 棟	130,000 棟
想定日本海側海溝型地震	3,300 人 6,900 人	620 人 4,500 人	4,700 棟 12,000 棟	13,000 棟 41,000 棟
想定内陸直下型地震	2,900 人	10,000 人	22,000 棟	42,000 棟

2 平川市

	人的被害		建物被害	
	死者数	負傷者数	全壊棟数	半壊棟数
想定太平洋側海溝型地震	10人	240人	160棟	1,600棟
想定日本海側海溝型地震	数人	数人 20人	50棟 100棟	210棟 430棟
想定内陸直下型地震	数人	数人	0棟	数棟

○想定する地震について

想定地震	震源モデル設定の内容
太平洋側海溝型地震	1968年十勝沖地震及び2011年東北地方太平洋沖地震の震源域を考慮し、青森県に最も大きな地震・津波の被害をもたらす震源モデルを設定。
日本海側海溝型地震	1983年日本海中部地震の震源モデル（Sato, 1985）、及びその最大余震の震源モデル（阿部, 1987）を考慮して震源モデルを設定。
内陸直下型地震※	「青森湾西岸断層帯の活動性及び活動履歴調査（産業総合研究所[2009]）により入内断層北に海底活断層が推定されたことから、震源モデルを設定。

※ 平川市付近の内陸直下型地震は、1766年の津軽の地震が知られており、被害は津軽山地西縁断層帯の南部付近を中心に、弘前以北の津軽半島全域に及び、死者1,300人以上の被害が生じた。

直下型地震は現在知られていない断層で発生する場合があります、この未知の断層に対する危険性を知るために、県では、「どこでも起こりうる直下型地震」として、全県一律に直下でマグニチュード6.9（Mw）がおきた場合の震度を算出しているが、それによると平川市では全域にわたって震度6弱の揺れが想定されている。被害についての言及はないが、想定地震による被害を上回る可能性がある。

〔資料編〕 震度分布図（資料1-9-1）
津軽山地西縁断層帯について（資料1-9-2）

2. 地震災害対策編・風水害等災害対策編に共通

(1) 「災害時要援護者」名称の変更

災害対策基本法第49条の10～13の一部改正（平成25年6月）により、内閣府では平成25年8月に新たに「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定。これに伴い、以下の箇所について、「災害時要援護者」の名称を「避難行動要支援者」又は「要配慮者」に変更する。

【変更箇所】

地震災害対策編

第1章 総則

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 【P3】

第2章 防災組織

第2節 市災害対策本部 【P18】

第3章 災害予防計画

第4節 自主防災組織等の確立 【P40～41】

第5節 防災教育及び防災思想の普及 【P41.43】

第7節 防災訓練 【P44～45】

第8節 避難対策 【P46～47】

第10節 水害予防対策 【P51～52】

第11節 土砂災害予防対策 【P53】

第14節 要配慮者等安全確保対策 【P56～57】

第4章 災害応急対策計画

第1節 地震情報等の収集及び伝達 【P72】

第5節 避難 【P91.93】

風水害等災害対策編

第1章 総則

第5節 市及び防災関係機関等の処理すべき事務または業務の大綱 【P3】

第2章 防災組織

第2節 市災害対策本部 【P21】

第3章 災害予防計画

第5節 自主防災組織等の確立 【P46～47】

第6節 防災教育及び防災思想の普及 【P47.49】

第8節 防災訓練 【P50～51】

第9節 避難対策 【P52～53】

第10節 要配慮者等安全確保対策 【P54～55】

第16節 水害予防対策 【P63～64】

第18節 土砂災害予防対策 【P68】

第4章 災害応急対策計画

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達 【P94】

第5節 避難 【P111～114】

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第1節 雪害対策 【P161】

(2) 避難情報に関する名称の変更

平成28年台風第10号による東北地方での甚大な被害を踏まえ、内閣府により、平成28年12月に「避難準備情報」及び「避難指示」の名称が、それぞれ「避難準備・高齢者等避難開始」及び「避難指示（緊急）」に変更されたことに伴い、以下のとおり避難情報に関する名称を変更する。

【変更内容】

地震災害対策編

第4章 災害応急対策計画

第5節 避難 【P90】

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりである。

種 別	基 準
避難勧告	1. 強い地震（震度4程度以上）を覚知したとき 2. 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき
避難指示 (緊急)	1. 避難勧告より状況が悪化し、緊急に避難を要すると認められるとき。 2. 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

風水害等災害対策編

第4章 災害応急対策計画

第5節 避難 【P111】

2. 避難の勧告、指示の基準

避難の勧告等は、おおむね次のとおりとし、具体的な基準は別に定める。

〔資料編〕 避難勧告等発令基準（資料4-5-1）

種 別	基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	ア 気象予報・警報等が発表され、事前に避難準備をすることが適当であると判断されるとき イ 災害の発生を覚知し、諸般の状況から災害の拡大が予想され、事前に避難準備することが適当であるとき ウ 上記の場合において、特に避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対する避難行動支援対策を行う必要があるとき
避難勧告	ア 土砂災害警戒情報が発表されたとき イ 避難準備より状況が悪化し、事前に避難を要すると判断されるとき ウ 災害を覚知し、災害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断され

	るとき
避難指示 (緊急)	ア 避難勧告より状況が悪化し緊急に避難を要すると認められたとき イ 災害を覚知し、著しく危険が切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき

(3) 防災行政無線施設の追加整備に伴う修正

難聴地域に対し平成26年度及び27年度において、以下のとおり戸別受信機を活用した屋外拡声装置を設置し、併せて戸別受信機を各世帯に配布したことに伴い、防災行政無線施設の整備内容を追加する。

平成26年度 戸別拡声局 1基 (金屋地区)
平成27年度 戸別拡声局 3基 (石郷地区、平田森地区、尾上地区)
戸別受信機 9基 (碓ヶ関地域)

【変更内容】

地震災害対策編

第3章 災害予防計画

第2節 防災業務施設・設備等の整備 【P32】

(前略)		
	荒田南岡部137番地3	ハンザマスト
ぼうさいひらかわひぬま	日沼一本柳40番地2	カメラ局
	金屋下松元108番地1	戸別拡声局
	石郷柳田37番地7	戸別拡声局
	町居横山275番地2	戸別拡声局
	尾上栄松37番地1	戸別拡声局
	平賀地区	23台
	尾上地区	10台
	碓ヶ関地区	17台
	碓ヶ関地区 (難聴地域)	9台

風水害等災害対策編

第3章 災害予防計画

第2節 防災業務施設・設備等の整備 【P36】

※「地震災害対策編」と同様

(4) 組織機構、名称等の変更

【平川市】

「市民生活部」 ⇒ 「市民生活部」・「健康福祉部」 に改編

【青森県】

「青森県防災消防課」 ⇒ 「青森県防災危機管理課」
に名称変更

【変更箇所】

地震災害対策編

第2章 防災組織

第2節 市災害対策本部 【P15. 17～18】

第3章 災害予防計画

第3節 防災情報ネットワーク 【P39】

第4章 災害応急対策計画

第1節 地震情報等の収集及び伝達 【P73～74】

第2節 情報収集及び被害等報告 【P75～76. 78. 81～82】

第3節 通信連絡 【P83】

風水害等災害対策編

第2章 防災組織

第2節 市災害対策本部 【P18. 20～21】

第3章 災害予防計画

第3節 防災情報ネットワーク 【P42】

第4章 災害応急対策計画

第1節 気象予報・警報等の収集及び伝達 【P81. 83. 86～87. 89. 92～94】

第2節 情報収集及び被害等報告 【P95～97. 99. 102～103】

第3節 通信連絡 【P104】

第5章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

第7節 大規模な火事災害対策 【P189】

第8節 大規模な林野火災対策 【P193】

3. 資料編

(1) 津軽山地西縁断層帯に関する資料（追加）

地震による被害想定等（地震災害対策編）の修正に伴い、当市に影響が大きいと考えられる「津軽山地西縁断層帯」に関する資料を追加する。

参照資料 震度分布図（1－9－1）
津軽山地西縁断層帯について（1－9－2）

(2) 自主防災組織一覧表

自主防災組織が以下のとおり、新たに4団体設立したため、直近で県危機管理対策課に報告済みの平成29年1月1日現在の状況に修正する。

【平成27年度】

温川町会自主防災会、松館町会自主防災会、中佐渡町会自主防災会

【平成28年度】

古懸町会自主防災会

参照資料 自主防災組織一覧（3－5－1）

(3) 指定避難所等一覧

以下のとおり、施設の名称変更及び廃止に伴い内容を修正する。

- ・「東公民館」 ⇒ 「南田中ふれあいセンター」 に名称変更
- ・「猿賀公民館」 ⇒ 「さるか交流館」 に名称変更
- ・「旧平川市立広船小学校グラウンド」 ⇒ 民間売却のため削除

参照資料 指定避難所等一覧（3－8－1）